

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月23日

【事業年度】 第17期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

【会社名】 株式会社イントラスト

【英訳名】 Entrust Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 桑原 豊

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町一丁目4番地

【電話番号】 03(5213)0250(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 経営管理部長 太田 博之

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町一丁目4番地

【電話番号】 03(5213)0250(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 経営管理部長 太田 博之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (千円)	2,951,559	3,136,794	3,626,851	4,203,625	4,943,697
経常利益 (千円)	752,332	840,275	1,026,003	1,153,556	1,179,861
当期純利益 (千円)	508,729	564,166	687,475	760,808	779,777
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	1,030,870	1,034,006	1,040,022	1,044,438	1,044,438
発行済株式総数 (株)	22,145,522	22,194,522	22,288,522	22,357,522	22,357,522
純資産額 (千円)	2,442,607	2,874,569	3,376,033	3,933,664	4,454,478
総資産額 (千円)	3,499,005	4,038,387	4,726,603	5,544,756	6,325,670
1株当たり純資産額 (円)	110.27	129.49	151.46	175.94	198.93
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	7.00 (4.00)	7.00 (3.50)	9.00 (4.00)	11.00 (5.50)	12.00 (6.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	23.02	25.44	30.93	34.07	34.88
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	22.81	25.28	30.78		34.86
自己資本比率 (%)	69.79	71.17	71.42	70.94	70.31
自己資本利益率 (%)	22.61	21.23	22.00	20.82	18.61
株価収益率 (倍)	33.5	18.2	17.1	20.1	16.3
配当性向 (%)	21.72	27.52	29.10	32.29	34.41
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	532,373	553,083	560,067	551,344	618,675
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	54,171	128,527	287,499	267,330	169,437
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	124,752	137,802	154,755	225,707	257,062
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	2,613,039	2,899,792	3,017,605	3,075,912	3,268,087
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用 人員〕 (名)	92 〔40〕	96 〔43〕	104 〔36〕	121 〔37〕	131 〔47〕
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	184.8 (115.9)	113.3 (110.0)	131.2 (99.6)	170.5 (141.5)	145.7 (144.3)
最高株価 (円)	2,232 (965)	864	899	1,052	835
最低株価 (円)	691 (714)	296	414	471	537

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。なお、第13期の1株当たり配当額は、株式分割前の中間配当額4円と、株式分割後の期末配当額3円を合計したものであります。
4. 第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
6. 最高株価及び最低株価は、2017年12月7日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2017年12月7日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
- なお、第13期の株価については、株式分割後の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。

2 【沿革】

当社は、2006年東京都港区において、わが国の賃貸不動産管理業界における連帯保証人の代替制度（連帯保証人代行システム）の構築を目指し、創業いたしました。

その後、2010年に本社を東京都千代田区麹町に移転し、現在に至っております。

当社設立以降の経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
2006年3月	東京都港区に、わが国の賃貸不動産管理業界における連帯保証人の代替制度（連帯保証人代行システム）の構築を目指し、フィンテックグローバル株式会社の子会社として株式会社イントラスト（資本金1億円）設立
2007年10月	大和リビング株式会社と業務提携を開始し、家賃債務保証商品「D-Support」を販売開始
2010年2月	株式会社プレステージ・インターナショナルの連結子会社となる 決算期を9月30日から3月31日に変更
2010年6月	本社を東京都千代田区麹町へ移転
2010年10月	大手信販会社と業務提携を開始し、家賃決済クレジットサービスを組み込んだ家賃債務保証商品「Ce-Trust」を販売開始
2011年6月	秋田営業所・東京第一営業所・東京第二営業所・名古屋営業所・大阪営業所・福岡営業所を開設
2013年6月	富山営業所を開設
2013年12月	東京第一営業所と東京第二営業所を組織再編により統合し、東京営業所を開設
2014年5月	岡山営業所を開設
2014年7月	大和リビングマネジメント株式会社、大和リビング株式会社及び大和ハウスフィナンシャル株式会社と業務提携契約を締結し、大和リビングマネジメント株式会社及び大和リビング株式会社が貸主となる管理物件を対象とした連帯保証人不要制度における業務受託を開始
2014年8月	介護費用保証商品を販売開始
2014年10月	Doc-onサービスの提供を開始
2015年5月	医療費用保証商品を販売開始
2016年9月	保険デスクサービスの提供を開始
2016年12月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2017年11月	横浜ソリューションセンターを開設
2017年12月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2018年2月	養育費保証商品を販売開始
2018年7月	仙台オフィスを開設
2021年11月	浜松ソリューションセンターを開設
2021年11月	東京本社一番町ANNEXを開設

（注）2022年4月4日に東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行しております。

3 【事業の内容】

当社は、株式会社プレステージ・インターナショナルを親会社とするプレステージ・インターナショナルグループに属し、総合保証サービス会社として、保証事業及びソリューション事業を展開しております。

当社は、総合保証サービス事業の単一セグメントであり、以下は、サービス別に区分して記載しております。

(1) 保証事業

当社は、保証事業として、家賃債務保証、介護費用保証、医療費用保証及び養育費保証を提供しております。

家賃債務保証

家賃債務保証商品は、賃貸契約等の締結時に保証委託契約を締結し、当社が連帯保証人となることで、賃料等の滞納リスクを引き受けるサービスになります。当社は、保証委託契約に基づき、保証委託契約時及び保証委託契約更新時に保証料を受領しますが、当該保証料は、保証期間に応じて収益計上をしております。また、保証委託契約の締結にあたっては、保証委託者の属性情報などを基に審査を実施し、契約の可否を判断しております。

貸主が負っている家賃の滞納リスクを当社の保証商品がカバーすることで、貸主は滞納リスクから解放され、借主は連帯保証人を手当てする必要がなくなります。これにより、賃貸契約の成約率を向上させ、当社の信用を媒介として円滑な取引に貢献できると考えております。

また、当社の家賃債務保証における商品には、賃料等の滞納発生時に当社が代位弁済を実施する代位弁済型の保証商品及び家賃決済クレジットサービス付商品があります。また、一部商品については、当社が口座引落の手続きを行うとともに、対象家賃の全額を立替払いしております。

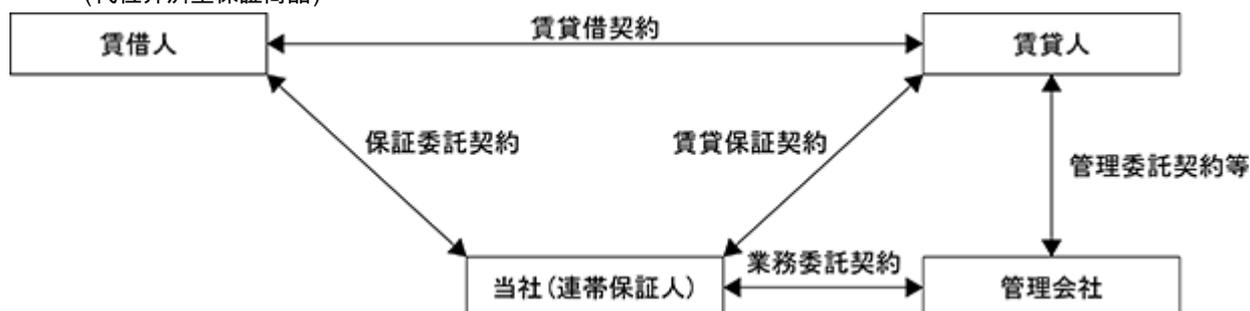
代位弁済型の保証商品は、保証委託契約締結時において、当社の審査システムに基づく審査を実施し、賃料等の滞納発生後に、当社から代位弁済を実施いたします。

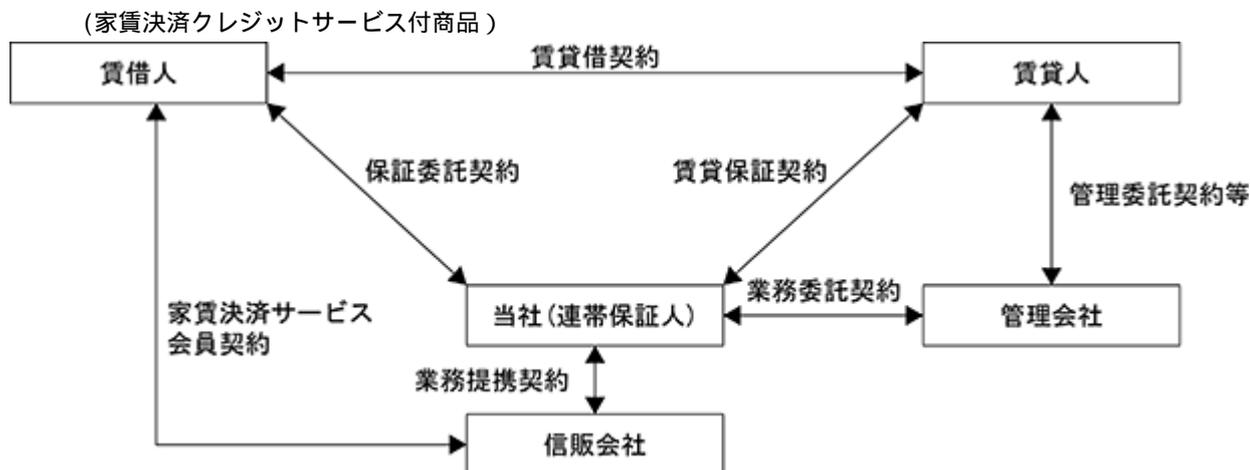
家賃決済クレジットサービス付商品は、大手信販会社と業務提携契約を行い、家賃決済クレジットサービス（金融審査）を組むことにより、家賃等は入居者の登録口座から信販会社により引落が行われ、管理会社等への送金は、原則として当該口座引落の前に実施されます。本商品については、家賃等の滞納残高が3ヶ月相当分（一部商品は6ヶ月相当）を超えた額について、当社が代位弁済を行います。

なお、保証契約期間において保証委託者が保証範囲の家賃等を滞納した場合には、当社は保証委託契約に基づき、求償債権を取得して保証委託者に代位弁済金額の返済請求を行い、回収を図ることになります。当社は引き受けた滞納リスクを安定した回収力によりコントロールすることで、転嫁されたリスクを最小限に抑え、収益構造の安定化に努めております。特に、求償債権回収にあたっては、コンプライアンスを第一に考えたうえで、早期の回収に努めております。

本サービスの概念図は、次のとおりであります。

(代位弁済型保証商品)





介護費用保証

介護施設の利用料等を対象とした介護費用保証商品を提供しております。当該保証商品は、介護施設のサービス利用者と当社において保証委託契約を締結し、当社が連帯保証人となることで、介護施設の利用料等の滞納リスクを引き受ける保証商品になります。当社は保証委託契約に基づき、保証委託契約時及び保証委託契約更新時に保証料を受領いたします。

医療費用保証

医療機関の入院費用等を対象とした医療費用保証商品を提供しております。当該保証商品は、医療機関の入院患者と当社において保証委託契約を締結または医療機関との保証契約をもって、当社が連帯保証人となることで、入院費用自己負担分等の支払に係る滞納リスクを引き受ける保証商品になります。当社は保証委託契約等に基づき、保証委託契約時または保証契約に基づく対象月毎に保証料を受領いたします。なお、当社は、滞納リスクへの手当てとして、原則として損害保険会社と保険契約を締結しております。

養育費保証

離婚後の未払い養育費を対象とした養育費保証商品を提供しております。当該保証商品は、養育費を受け取る方と当社において保証契約を締結し、当社が連帯保証人となることで、養育費の支払に係る滞納リスクを引き受ける保証商品になります。当社は保証契約に基づき、保証契約締結時及び更新時に保証料を受領いたします。

当社の提供する保証サービスの特徴は以下のとおりであります。

a カスタマイズ

当社が提供している家賃債務保証商品には、画一的な商品パッケージは存在しません。一般的に広く流通している保証商品には、あらかじめ保証の範囲や、保証料などが設定されている商品がありますが、当社では、提携する不動産管理会社ごとに個別の保証商品をカスタマイズし、それぞれのオリジナル保証商品として提案しております。

これは、賃貸不動産管理において、地域の風土、習慣や管理戸数など、不動産管理会社を取り巻く環境的要素のみならず、不動産管理会社それぞれの方針によって、様々な管理手法があるためです。

また、保証内容等に留まらず不動産管理会社が利用しやすいように保証業務にかかる業務フローについてもカスタマイズし、提供いたします。不動産管理会社における業務負荷の削減の観点においては、滞納督促に係る時間・費用等が当社商品の導入により削減され、業務負担の軽減を図ることが可能です。

b 新商品開発

当社は、家賃決済クレジットサービス付商品に代表される、実効性と利便性を追求した、特徴のある商品を開発しております。また、家賃債務保証で培ったノウハウを活かし、他の分野における保証商品を開発、販売しており、介護費用保証、医療費用保証、養育費保証などを通じて、新たな分野において、家賃債務保証と同様の付加価値を提供できるよう新たな保証商品の開発・販売に積極的に取り組んでおります。

c コンプライアンスの徹底

当社は、督促・回収行為においても弁護士の指導のもと不動産管理会社と業務フローを共有しております。

また、督促・回収行為の管理のためコールセンターにおいては電話内容の録音、会話内容等を記録しております。長期滞納に対しては、貸主による明け渡し訴訟を提起する等の法的な対応・手続きにおいて、パートナーシップを提携した専門の弁護士が全国をカバーし、適法な手続きに則り対応しております。

(2) ソリューション事業

当社は、家賃債務保証で培ったノウハウをもとに、各種のソリューションサービスを提供しております。

C&O(コンサル&オペレーション)サービス

保証サービスに関連する入居申込受付、審査、未入金案内、債権管理支援といった業務を、一括又は個別に受託サービスとして提供しております。当該サービスは、主に賃貸不動産の入居者等を対象としたサービスとなり、不動産管理会社等より業務を受託しております。

当社が提供するソリューションサービスは、保証サービスにおける各業務のノウハウや仕組みをベースにしたものであり、下記の特徴があります。

審査：スコアリングモデルに基づく審査システムを開発し運用しております。

コールセンター：自社内にコールセンターを有し、各種案内業務を提供可能な体制が構築されております。

Doc-onサービス

SMS(ショートメッセージサービス)の一括送信業務、当該SMSにクレジットカード決済機能を付加した「楽クレ」サービス、SMSの一括送信業務にコールセンター機能などを付加したサービスからなっております。

Doc-onサービスは、保証サービスにおいて督促のツールとして利用していたSMSに、各種のサービスを付加して提供しているもので、下記の特徴があります。

高い安全性：国内大手SMS通信事業者の通信網を利用することにより、サーバーが特定され、高い安全性を維持しています。

コスト：葉書等を用いた案内と比較し、郵送コストの面で優れております。

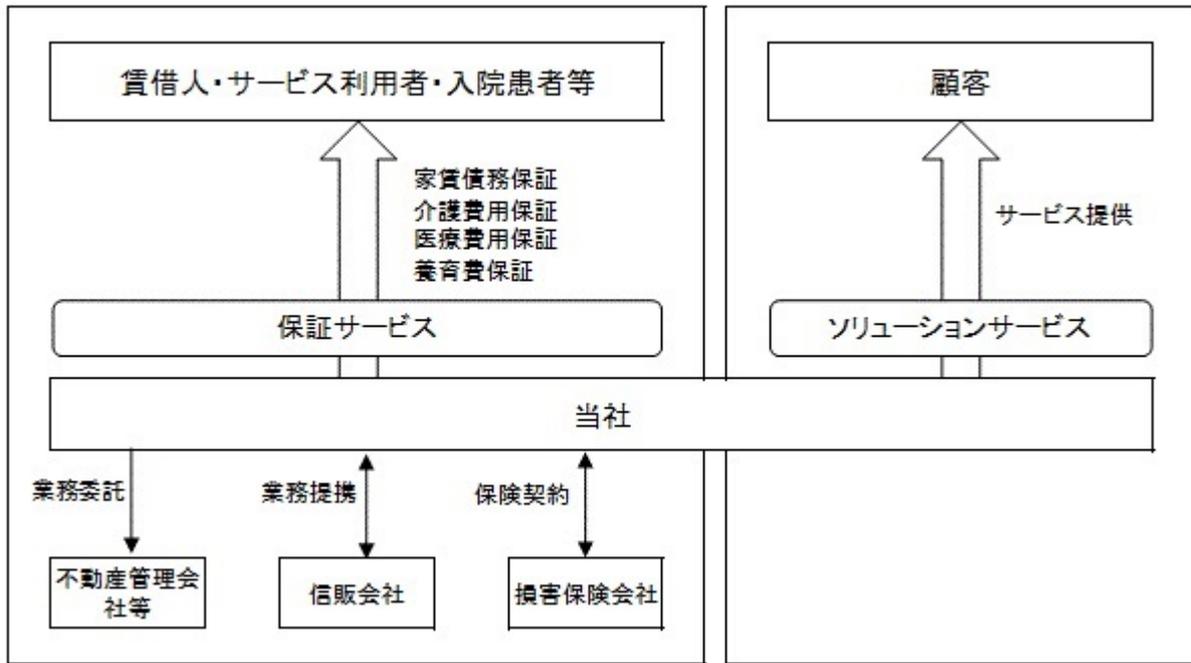
開封率：葉書及びインターネットメールを用いた案内と比較し、高い開封率が期待できると考えております。

付加機能の追加：クレジットカード決済機能や、SMS送付後の問い合わせへの対応など、各種案内の送付に留まらず、各種ニーズに応じたサービスの提供が可能となっております。

保険デスクサービス

不動産管理会社を対象とした保険募集に係る業務受託サービスを提供しております。当該サービスは大手損害保険会社等との協業により、不動産管理会社等の保険募集、付保管理に係る業務を担います。事務負担の削減、付保率の向上のみならず、保険有資格者が業務を担当することにより、コンプライアンスの徹底を図っております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容
(親会社) 株式会社プレステージ・インターナショナル(注)1、2	東京都千代田区	1,519 百万円	オートモーティブ事業 プロパティ事業 グローバル事業 カスタマー事業 金融保証事業 IT事業 ソーシャル事業	(56.8) 〔56.8〕	業務委託 役員の兼任
(親会社) Prestige International(S) Pte Ltd.(注)2	583 ORCHARD ROAD, #09-03 FORUM, SINGAPORE	9,050,000 シンガポールドル	24時間日本語受付サービス、クレームエージェントサービス、ヘルスケアプログラム	(56.8)	

(注) 1. 有価証券報告書の提出会社であります。

2. Prestige International(S) Pte Ltd.は、株式会社プレステージ・インターナショナルの完全子会社であり、Prestige International(S) Pte Ltd.及び株式会社プレステージ・インターナショナルは、当社の親会社に該当しております。

3. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の〔内書〕は間接所有であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
131 〔47〕	38.8	4.9	4,917

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 当社は、総合保証サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別従業員数の記載を省略しております。

5. 前事業年度末に比べ従業員数が10名増加しております。主な理由は、業容の拡大によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1)経営方針及び経営戦略

当社は、お客様に三つの価値（喜び、安心、信頼）を提供することを経営姿勢として掲げ、総合保証サービス会社として、保証事業及びソリューション事業を通じて、お客様をはじめステークホルダーの皆様から常に頼りにされる企業を目指してまいりました。保証スキームでサービスと流通の活性化を実現するため、社会の様々な機会において、保証に基づく安心を、社会インフラとして普及させていく方針です。

なお、2021年5月に、中期経営計画を策定し開示いたしております。当社は、継続的な企業価値の向上を目指し、効率性を伴った成長を重視しており、本中期経営計画では、重要な指標として、売上高、営業利益、営業利益率、配当性向、ROEについて目標値を定めております。また、これらの目標を達成するため「従来・新規の各マーケットで両軸の成長」及び「新規事業の挑戦・育成」を事業展開における基本方針としております。

当該中期経営計画は、当社ウェブサイトよりご覧いただくことができます。

（当社ウェブサイト） <https://www.entrust-inc.jp/>

(2)経営環境及び優先的に対処すべき課題

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中、ワクチン接種の促進や各種経済政策の効果、海外経済の改善もあり、落ち込みからの回復傾向にあります。一方で、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクなど、引き続き影響に注視が必要な状況は継続しております。

当社の関連業界である住宅関連業界においては、新設住宅着工戸数が前年比でプラスに転じ回復の傾向がみられるものの、新型コロナウイルス感染症拡大前の戸数には及んでいない状態です。

一方で、2020年4月1日施行の改正民法において、個人連帯保証の極度額の明記が義務化されたことなどにより、機関保証のニーズは益々高まるものと認識しており、家賃債務保証のほか、介護費用保証、医療費用保証においても追い風にあると考えております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、限定的ではあるものの、賃貸住宅の新築着工戸数、引っ越し件数、医療費用保証及び介護費用保証分野における新規の顧客開拓において影響があると考えております。2023年3月期につきましては、緩やかな回復傾向は継続していくとの想定を置いておりますが、今後さらに新型コロナウイルス感染症の経済社会に対する影響が拡大し、長期化した場合には、一部業績に影響を与える可能性があることを認識しております。

中長期的展望としましては、家賃債務保証ビジネスはいずれ成熟化し、競争は激しくなっていくものと考えております。そのため、当社は総合保証サービス会社として、家賃債務保証で培ったノウハウを活かし、他の分野における保証サービス及び業務上の課題を解決する専門的な業務支援サービスであるソリューションサービスの開発・販売・提案を積極的に行うことで、収益の拡大を目指してまいります。

このような経営環境認識のもと、上記の方針を実現し、安定的に継続して事業を拡大するために、今後も以下の課題に取り組んでまいります。

保証事業の成長

家賃債務保証については、積極的な新規取引先の開拓を継続するとともに、既存クライアントに対しても、居住用、事業用及び駐車場用など保証対象の拡充や、クレジットカード付帯、事前立替などの決済・代位弁済方法の多様性など、ニーズに柔軟に対応した新たな商品の開発・販売を促進してまいります。また、当期においては大幅な保証契約増加への対応が遅れたことを受け、十分な回収体制の維持とさらなる強化を図ってまいります。

医療費用保証については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特に上期において、新規開拓が制限された影響で厳しい1年となりました。下期以降は、見積り依頼も一定数戻ってきておりますが、今後もこの流れを加速させ、市場の開拓に努めてまいります。

また、総合保証サービス会社として、新たな保証商品の開発にも力を入れてまいります。

ソリューション事業の拡販

ソリューション事業においては、堅調な成長を実現するために、以下の方針のもと取り組んでまいります。

家賃保証関連の業務受託サービスについては、DXを推進し、審査、未入金案内、債権管理などのオペレーションにおいて効率と品質を追求するとともに、サービスの提案活動を積極的に行うことで、収益の拡大を図る方針であります。

また、保険契約に関する業務支援サービスである保険デスクサービスについては、少額短期保険と家賃債務保証とのセット商品の開発など、引き続き新規取引先の獲得を進めるとともに、さらなる業務の効率化を推し進めてまいります。

(3) 人材の採用及び育成

当社がお客様をはじめ、各パートナー企業から信頼していただき、頼りにされる企業となるために、優秀な人材を継続的に採用し、育成していくことが必要と考えております。

採用活動においては、即戦力となる人材の確保を目的とした中途採用と、中長期的な企業価値の向上を見据えた新卒採用をバランスよく行うことで、全社員が新たなことに挑戦し、活躍できる環境を目指していきたいと考えております。

また、採用した社員が当社の成長に継続的に寄与するため、組織力の向上を目的とした研修制度の拡充を図っていく方針です。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 外部経営環境による影響について

当社が展開している家賃債務保証及び家賃債務保証関連のソリューションサービスは、住宅の賃貸借契約の存在を前提として提供されるものであります。そのため、賃貸住宅の着工件数、景気及び賃料の動向、人口及び世帯数の増減など、賃貸住宅市場に影響を及ぼす外部経営環境の動向は、当社の業績に影響を与える可能性があります。

住居は生活に欠かせない要素であることから、短期的かつ急激な動向の変動の可能性は認識しておりませんが、今後10年程度以内には、賃貸住宅戸数の増加傾向は頭打ちとなると考えており、これを受けて家賃債務保証の成長率は鈍化する可能性を認識しております。

そのため、当社は、保証サービスだけでなくソリューションサービスとして提供することで賃貸住宅市場へのサービスの深度を高めていくこと及び家賃債務保証で培ったノウハウを他の市場に展開することで、成長を継続していきたいと考えております。

(2) 風評リスク

当社及び当社が属する家賃債務保証業界に対して否定的な風評が広まった場合、その内容の真偽に関わらず、当社の評判や事業に対する信頼が低下する可能性があり、顧客や取引先からの信用を失い、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、当社は新たな分野の保証サービスとして、介護費用保証、医療費用保証及び養育費保証を提供しております。新たな保証サービスにおいても、否定的な風評が広まった場合、当該保証サービスの成長性が低下する可能性があります。特に、家賃債務保証については、賃貸住宅市場においてある程度の利用割合を保持しており、広く一般的に利用されていると考えられることから、短期間にリスクが顕在化することは想定しておりませんが、保証事業が、督促という行為を伴う以上、常に風評リスクを負っているものと認識しております。

これらのリスクに対応して、当社は、コンプライアンスを重視した回収活動を徹底しております。具体的には、督促時の運用ルールを債権管理規程として整備運用するとともに、督促時の通話記録を内部監査室が定期的にモニタリングしております。また、インターネット掲示板等への書き込み等による否定的な風評に対しても、定期的にモニタリングを実施し、リスク・コンプライアンス委員会において、必要な対応を協議することとしております。

(3) 法的規制等について

当社が展開している保証事業については、当事業年度末現在において、事業を直接的に規制する法令等は存在していません。また、サービスを提供するにあたり、法令に基づく関係監督官庁への届出や許認可の取得の義務、並びに業界団体への加入義務等の規制もありません。現状において、具体的な法規制の動きは認識していませんが、将来的に、新たな法的規制の導入や現行法令等の解釈の変化により、サービス内容の変更を余儀なくされ、又は保証事業自体の継続が困難となった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。なお、2022年3月期の保証事業の売上高は、3,053,511千円となっており、売上の61.8%を占めております。

これらのリスクに対応するため、当社は公益財団法人日本賃貸住宅管理協会の家賃債務保証事業者協議会に加盟し、業界の動向や情報収集につとめております。また、法令等に関する新たな動きを認識した際には、適宜顧問弁護士等と相談し、対応を協議いたします。

(4) 信用リスク

当社が提供する保証サービスは、保証委託者の債務不履行が発生した場合に当社が代位弁済を行うものであり、その性質上、代位弁済した立替債権の一部が未回収となる可能性があります。

また、著しい経済環境の悪化等により、立替債権が増加し、貸倒引当金及び保証履行引当金が想定を超えて計上された場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があり、2022年3月末時点で、立替金は、2,011,105千円、総資産に占める割合は、31.8%となっております。

当社では、想定を超えて立替債権が発生することがないように保証委託契約前に審査を実施しております。審査の実施においては、保証審査規程を整備した上で、代位弁済型の保証商品については、自社の審査システムに基づき、家賃決済クレジットサービス付商品については、大手信販会社と連携し、審査の適切性の確保に努めております。また、発生した立替債権については、滞納案件の状況に応じた適切かつ早期の督促により債権の正常化を図

り、圧縮を進めております。これらの施策により、回収率は安定的に推移しており、短期において大きく変動する可能性は認識しておりませんが、著しい経済環境等の悪化は、中長期的に代位弁済の発生率及び回収率を通じて業績に影響を与える可能性があります。

なお、発生する債権の回収不能時の損失及び将来の保証履行発生による損失に備えて、過去の回収実績等をもとに、貸倒引当金及び保証履行引当金を計上し、会計上の手当てを行っており、2022年3月末時点で、貸倒引当金は、646,920千円、保証履行引当金は111,696千円となっております。

(5) 個人情報漏洩リスク

当社は、事業の性質上、保証委託者をはじめ多くの個人情報を保有しております。これらに対して、悪意による第三者からの当社データベースへの攻撃や、従業員や外部委託者の人為的なミス及び事故等により、当該情報が外部に漏洩した場合には、当社の信用が失われ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

当社は、個人情報の漏洩を防ぐため、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備し「プライバシーマーク」を取得して、個人情報保護規程に基づき当該情報の管理を徹底しております。

また、各種システムの利用については、その機能や仕様を十分に検討して運用しており、情報セキュリティ基本方針に基づきセキュリティ対策も講じております。

(6) 重要な取引先について

当社は、大和リビング株式会社の管理している物件に関連して、保証サービス及び保証関連の業務受託等のソリューションサービスを提供しており、その内容は下記のとおりであります。

なお、当社は大和リビング株式会社との良好な取引関係の維持と更なる発展に努めております。また、同社との取引は今後も当社にとって重要な取引であることには変わりはありませんが、家賃債務保証で培ったノウハウを他の市場に展開することで、家賃債務保証及び保証関連の業務受託サービス以外のサービスも成長させていく方針であります。

保証事業

当社が提供している家賃債務保証サービスは、主に賃貸住宅の管理会社等を通じて、賃貸物件の入居者に対して提供されております。当社は、大和リビング株式会社と業務委託契約を締結し、当該業務を委託しており、同社が管理している賃貸物件等にかかる保証サービスの売上高は、2022年3月期において当社全売上高の28.5%を占めております。当社が提供する保証サービスは、保証委託者との保証委託契約に基づき保証料を収受するものであり、直接の販売先は不特定多数の各保証委託者となっておりますが、同社が管理する物件数又は同社との取引関係に変化が生じた場合や、同社の経営方針に変更が生じた場合には、同社が管理している賃貸物件につき、賃貸借契約の終了に伴い当社保証契約が解約される一方で、同社を介した新規の保証契約数が大幅に減少するなどにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。

ソリューション事業

当社は、大和リビング株式会社が管理している物件の入居者を対象として、保証関連の業務受託等に関するソリューションサービスを提供しております。本サービスは、同社が連帯保証人不要制度を導入したことに伴い、審査業務、未入金案内業務及び債権管理支援業務等を一括して受託サービスとして提供するものが主であります。当該サービスは、大和リビング株式会社及び大和ハウスフィナンシャル株式会社から業務を受託しております。両社に対する当該業務受託を含むソリューションサービスの売上高が当社全売上高に占める割合は、2022年3月期において、大和リビング株式会社が27.5%、大和ハウスフィナンシャル株式会社が6.1%と比較的高い水準にあります。当社は質の高いサービスを提供することで大和リビング株式会社及び大和ハウスフィナンシャル株式会社と良好な取引関係の維持と更なる発展に努めております。しかしながら、大和リビング株式会社が管理する物件数又は両社との取引関係に変化が生じた場合や、両社の経営方針に変更が生じた場合には、取扱件数の減少等により当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 株式会社プレステージ・インターナショナルとの関係について

当社は、株式会社プレステージ・インターナショナルの連結子会社に該当いたします。同社は、当事業年度末現在、当社の株式の56.8%を間接的に保有しており、当社取締役9名及び監査役3名のうち、取締役1名及び監査役1名が兼任となっております。

当社は、同社に対し、継続的な取引として、システム利用料等の支払を行っておりますが、2022年3月期において、6,989千円であり、経費の立替等のその他の取引と合計しても、売上原価及び販売費及び一般管理費合計に占める割合は1%未満であります。

上述のとおり同社との取引関係及び人的関係は限定的であり、当社の経営方針及び事業展開において、当社の独立性を阻害する状況にはないものと判断しております。しかしながら、同社は、当社の親会社であり、同社の経営方針に変更が生じた場合、当社の事業展開に影響を与える可能性があります。

(8) 新型コロナウイルス感染症拡大によるリスク

新型コロナウイルスの感染症拡大は、賃貸住宅の市場動向、入居申し込み件数及び当社の新規顧客等への販売活動に一部影響があるものと見込まれております。また、保証事業については、代位弁済発生率や回収率に影響を及ぼす可能性があります。当社のサービスが、住居という生活に欠かせない要素であることから、影響はあるものの、限定的であると認識しております。

また、2023年3月期については、緩やかな回復傾向は継続していくとの想定を置いております。

しかしながら、今後さらに新型コロナウイルス感染症の経済社会に対する影響が拡大し、長期化した場合には、一部業績に影響を与える可能性があるため、感染症拡大の状況や緊急事態宣言の動向などを注視してまいります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

保証事業においては、家賃債務保証の新規契約が大幅に増加し、増収に寄与した一方、医療費用保証については、特に上期において新型コロナウイルス感染症拡大の影響による営業活動の制約等により減収となりました。

ソリューション事業においては、保証事業へのシフトが鮮明となり減収となりましたが、保険デスクサービスにおいては、少額短期保険における募集サービスが好調に推移いたしました。

以上の結果、売上高にしましては、保証事業の売上高は、3,053,511千円(前期比33.1%増)、ソリューション事業の売上高は、1,890,186千円(前期比1.0%減)となり、合計で4,943,697千円(前期比17.6%増)となりました。

営業利益にしましては、新拠点として浜松ソリューションセンター及び東京本社一番町ANNEXを開設したほか、基幹業務システム入替えに係る費用及び貸倒費用の増加を増収により吸収し、1,184,297千円(前期比3.0%増)となりました。経常利益は1,179,861千円(前期比2.3%増)、当期純利益は779,777千円(前期比2.5%増)となり、売上、利益ともに過去最高を更新いたしました。

なお、当社は総合保証サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、総資産につきましては、立替金が増加したほか、業績が順調に推移し、現金及び預金が増加したことなどにより、6,325,670千円となり、前事業年度末に比べ780,914千円増加いたしました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、3,268,087千円となり、前事業年度末に比べ192,174千円増加(前事業年度は58,307千円の増加)となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は、618,675千円(前事業年度は551,344千円の増加)となりました。主な増加要因は、税引前当期純利益1,179,861千円、契約負債の増加額261,264千円、貸倒引当金の増加額119,123千円などであり、一方、主な減少要因は、立替金の増加額474,014千円、前払費用の増加額86,551千円、法人税等の支払額446,728千円などであり、

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は、169,437千円(前事業年度は267,330千円の減少)となりました。主な減少要因は、有形及び無形固定資産の取得による支出91,826千円、差入保証金の差入による支出47,621千円、投資有価証券の取得による支出30,000千円などであり、

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は、257,062千円(前事業年度は225,707千円の減少)となりました。主な減少要因は、配当金の支払額257,062千円などであり、

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

該当事項はありません。

c. 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
総合保証サービス事業	4,943,697	17.6
合計	4,943,697	17.6

(注) 1. 当社は総合保証サービス事業の単一セグメントであります。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
大和リビング株式会社	1,278,476	30.4	1,360,248	27.5

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績

当事業年度の売上高は前事業年度より740,072千円増加し、4,943,697千円(前期比17.6%増)となりました。これは、家賃債務保証の新規契約が大幅に増加した結果、保証事業の売上高が、3,053,511千円(前期比33.1%増)となり、保険デスクサービスにおいては、少額短期保険における募集サービスが好調に推移したものの、保証事業へのシフトが鮮明となったことなどにより、ソリューション事業の売上高が、1,890,186千円(前期比1.0%減)となったことによります。

また、保証事業の伸長により業務委託手数料等の売上原価は増加したものの、増収により売上原価の増加を吸収し、売上総利益は272,198千円増加し、2,398,818千円(前期比12.8%増)となりました。

販売費及び一般管理費は前事業年度より237,834千円増加し、1,214,520千円(前期比24.4%増)となりました。これは、営業を中心に人材採用を積極的に行ったほか、貸倒費用、支払手数料が増加したことなどによります。

この結果、営業利益は34,364千円増加し、1,184,297千円(前期比3.0%増)となりました。

営業外収益は997千円増加し、4,620千円(前期比27.5%増)となりました。これは有価証券利息が増加したことなどによります。

営業外費用は9,055千円増加し、9,056千円(前事業年度は、0千円)となりました。これは固定資産除却損が増加したことによります。

この結果、経常利益は26,305千円増加し、1,179,861千円(前期比2.3%増)となりました。

法人税、住民税及び事業税(法人税等調整額を含む)は400,084千円となりました。

この結果、当期純利益は779,777千円(前期比2.5%増)となりました。

なお、2021年5月に策定した中期経営計画では、下記の数値を主要な目標として掲げており、当該中期経営計画の1年目である当事業年度との比較は下記のとおりであります。

	2022年3月期	2024年3月期目標
売上高 (千円)	4,943,697	8,000,000
営業利益 (千円)	1,184,297	2,000,000
営業利益率 (%)	24.0	25.0

b. 財政状態

当事業年度末における総資産は、6,325,670千円となり、前事業年度末に比べ780,914千円増加となりました。

流動資産は、5,310,351千円となり、前事業年度末に比べ632,381千円増加となりました。これは、貸倒引当金が119,123千円増加したものの、立替金が474,014千円、前払費用が75,087千円、現金及び預金が192,174千円増加したことなどによります。

固定資産は、1,015,318千円となり、前事業年度末に比べ148,532千円増加となりました。これは、投資その他の資産が94,192千円、有形固定資産が44,210千円増加したことなどによります。

当事業年度末における負債合計は、1,871,191千円となり、前事業年度末に比べ260,099千円増加となりました。

流動負債は、1,774,916千円となり、前事業年度末に比べ223,689千円増加となりました。これは、未払法人税等が31,758千円減少したものの、契約負債（前事業年度は、前受収益）が235,876千円、保証履行引当金が9,432千円増加したことなどによります。

固定負債は、96,275千円となり、前事業年度末に比べ36,410千円増加となりました。これは、その他固定負債が25,387千円増加したことによります。

当事業年度末における純資産合計は、4,454,478千円となり、前事業年度末に比べ520,814千円増加となりました。これは、配当の支払により257,109千円減少したものの、当期純利益779,777千円を計上したことにより、利益剰余金が同額増加したことなどによります。

c. 経営成績に重要な影響を与える要因

保証事業については、大和リビング株式会社が管理している物件を対象とした保証サービスに係る保有契約者数は、ソリューションサービスへの移行により減少してきましたが、底打ちが見えつつあり、さらに家賃債務保証を取り巻く環境は、保証会社の利用が定着し、保証会社利用割合は増加傾向にあるものと考えております。また、2020年4月施行の民法改正により、個人の連帯保証人について、極度額を定めることが義務付けられたことなどにより、機関保証のニーズは益々高まることが期待されております。このような環境のもと、新規の業務委託先の開拓により、保証サービスの拡販に注力すると共に、既存の大手パートナー企業との協業による家賃債務保証商品の開発にも力を入れていく方針であります。

また、介護費用保証及び医療費用保証については、自社による販売推進に加え、パートナー企業との協業を通じてマーケットの開拓に努め、新たな分野の保証サービスとして家賃債務保証に並ぶ主力商品となるよう、引き続き拡販に努めてまいります。

さらに、販売面において拡販を進める一方で、代位弁済した債権の回収力の安定化により、代位弁済額の圧縮及び求償債権の正常化に継続して取り組んでまいります。

ソリューション事業については、保証関連業務の受託サービスを個別又は一括で提供することで、新たな収益の柱とすべく積極的な営業活動に努めるほか、Doc-onサービス及び保険デスクサービスについても、引き続き拡販に取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響に関しましては、賃貸住宅の市場動向、入居申し込み件数及び当社の新規顧客等への販売活動等に一部影響があるものと考えております。また、保証事業については、代位弁済の発生率や回収率に影響を及ぼす可能性があります。当事業年度においては、事業への影響は限定的であります。また、翌事業年度における影響については、「2 事業等のリスク (8) 新型コロナウイルス感染症拡大によるリスク」をご参照ください。

中長期的展望としまして、家賃債務保証ビジネスはいずれ成熟化し、競争は激しくなっていくものと考えております。そのため、当社は総合保証サービス会社として、家賃債務保証で培ったノウハウを活かし、他の分野における保証サービスの開発・販売、業務上の課題を解決する専門的な業務支援サービスであるソリューションサービスの提案を積極的に行うことで、収益の拡大を目指して取り組んでまいります。

これらの方針を事業計画として明示し実行するために、2021年5月に中期経営計画を策定し開示いたしております。また、当該中期経営計画において、当社の重要な指標として、売上高、営業利益、営業利益率、配当性向、ROEについて、目標値を定めております。本目標値を達成し、企業価値を継続的に向上させるため、中期経営計画に掲げた事業展開の基本方針のもと、保証事業及びソリューション事業における以下の重点戦略を推進してまいります。

（中期経営計画の各重点戦略の骨子）

- ・ 賃貸不動産分野 ... 新しい保証商品を投入し、多様な顧客ニーズを実現する

- ・医療及び介護分野 ... 導入期から成長期に突入し、成長を加速させる
- ・養育費保証分野 ... 最初のBtoC事業として育成する
- ・新商品・事業開発 ... 新たな保証の創造に挑む

なお、中期経営計画は、当社ウェブサイトよりご覧いただくことができます。

(当社ウェブサイト) <https://www.entrust-inc.jp/>

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当事業年度末におけるキャッシュ・フローは、営業活動による資金の増加が618,675千円、投資活動による資金の減少が169,437千円、財務活動による資金の減少が257,062千円となりました。

営業活動による資金の増加は、事前立替型の保証商品を一部拡販したことにより立替金の増加額が474,014千円となり、また、法人税等の支払額が446,728千円あったものの、税引前当期純利益が1,179,861千円となったことなどによります。

投資活動による資金の減少は、浜松ソリューションセンターの新設等の有形及び無形固定資産の取得による支出91,826千円及び差入保証金の差入による支出47,621千円などがあったことによります。

財務活動による資金の減少は、当社は、業績と連動した安定的な配当を継続することを方針としており、これに基づいた配当金の支払額257,062千円などがあったことによります。

なお、当社は、保証事業において代位弁済を行なうため、一定の立替金が発生します。保証事業を安定的に運営するうえで、立替資金の確保は重要な要素ではありますが、当該立替資金については、自己資金で賄われております。

また、当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、95,591千円となり、その他の経費も含め自己資金で行なっております。

今後の資本的支出の予定に関しましては、「第3 設備の状況」の「3 設備の新設、除却等の計画」をご参照ください。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関しましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、95,591千円となりました。その主な内訳は、浜松ソリューションセンター及び東京本社一番町ANNEX開設に伴う内装設備及び機器等51,417千円、基幹業務システム開発26,300千円、その他家賃債務保証のシステム改修等のソフトウェア12,500千円等であります。

なお、資産除去債務に係る有形固定資産の増加額は含まれておりません。

また、当事業年度において、横浜ソリューションセンターを閉設したことにより、次の主要な設備を除却しております。その内容は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	閉設月	前期末帳簿価額(千円)
横浜ソリューションセンター (神奈川県横浜市神奈川区)	業務施設	2022年1月	16,674

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

なお、当社は総合保証サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都千代田区)	統括業務施設	11,399	9,669	249,953	271,022	60 (16)
浜松ソリューションセンター (静岡県浜松市中区)	業務施設	25,458	7,809	52	33,320	18 (7)
東京本社一番町ANNEX (東京都千代田区)	業務施設	27,149	4,734		31,884	24 (6)
大阪オフィス他 5ヶ所	営業及び業務 施設	6,211	3,249		9,460	29 (11)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間の平均人員を(外書)で記載しております。また、上記のほか、2022年1月に閉設した横浜ソリューションセンターにおける臨時従業員数の年間の平均人員は7名であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1)重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都千代田区)	システム改修等	52,264		自己資金	2022年 4月	2023年 3月	(注) 1

(注) 1. 完成後の増加能力について計数把握が困難であるため、記載を省略しております。

2. 当社は総合保証サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年6月23日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	22,357,522	22,357,522	東京証券取引所 市場第一部(事業年度末現在) プライム市場(提出日現在)	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式 であり、単元株式数は100株で あります。
計	22,357,522	22,357,522		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2021年7月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5
新株予約権の数(個)	128 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	普通株式 12,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2021年8月4日～2051年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行す る場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	発行価格 551 資本組入額 276
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、行使期間内において、当社の取 締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予 約権を一括して行使できるものとする。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締 結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、担保権の設定、その他の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注) 2

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2022年5月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新

株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記2.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記表「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表「新株予約権の行使期間」の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記2.(6)記載の資本金等増加限度額から、上記2.(6)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

下記に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記表「新株予約権の行使の条件」に従い本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年4月1日～ 2018年2月28日(注)1	26,100	11,068,461	3,340	1,030,320	3,340	816,889
2018年3月1日 (注)2	11,068,461	22,136,922		1,030,320		816,889
2018年3月1日～ 2018年3月31日(注)1	8,600	22,145,522	550	1,030,870	550	817,439
2018年4月1日～ 2019年3月31日(注)1	49,000	22,194,522	3,136	1,034,006	3,136	820,575
2019年4月1日～ 2020年3月31日(注)1	94,000	22,288,522	6,016	1,040,022	6,016	826,591
2020年4月1日～ 2021年3月31日(注)1	69,000	22,357,522	4,416	1,044,438	4,416	831,007

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2018年3月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		9	24	52	41	12	5,323	5,461	
所有株式数 (単元)		20,655	4,437	9,225	142,359	277	46,567	223,520	5,522
所有株式数 の割合(%)		9.24	1.99	4.13	63.69	0.12	20.83	100.00	

(注) 自己株式158株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に58株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対 する所有株式数 の割合(%)
Prestige International (S) Pte Ltd. (常任代理人 みずほ証券株式会社)	583 ORCHARD ROAD, #09-03 FORUM, SINGAPORE	12,707,594	56.84
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,430,700	6.40
桑原 豊	東京都港区	810,728	3.63
株式会社桑原トラスト	東京都港区南麻布4丁目5-63	500,000	2.24
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任 代理人 ゴールドマン・サックス証 券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K.	495,000	2.21
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理 人 野村証券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM	492,000	2.20
株式会社トリニティジャパン	東京都港区虎ノ門5丁目11-2	334,000	1.49
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1 (常任 代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND	322,700	1.44
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	288,600	1.29
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	267,700	1.20
計		17,649,022	78.94

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,351,900	223,519	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 5,522		
発行済株式総数	22,357,522		
総株主の議決権		223,519	

(注) 「単元未満株式」には、自己株式58株を含めて記載しております。

【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社イントラスト	東京都千代田区麹町一丁目 4番地	100		100	0.00
計		100		100	0.00

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	158		158	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は将来の事業拡大と企業体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績と連動した安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

配当性向に関しましては、2021年5月公表の中期経営計画において、配当性向を30%から40%の範囲とする方針を掲げ、基本方針を踏まえた配当政策を実施してまいりました。

当事業年度の剰余金の期末配当金につきましては、1株につき普通配当を6.0円とさせていただきました。なお、中間期において、中間配当金1株につき6.0円を2021年12月6日に実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき12.0円(配当性向34.4%)となり、6期連続の増配を達成することができました。

また、内部留保資金につきましては、財務体質のさらなる強化及び事業拡大のため、サービスの開発、品質の向上のために有効活用していきたいと考えております。

なお、当社は剰余金の配当について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

これらは、剰余金の配当等の決定を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

(注) 基準日が当事業年度に属する取締役会決議による剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2021年10月29日 取締役会決議	134,144	6.00
2022年5月13日 取締役会決議	134,144	6.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「お客様にどれだけ喜んでいただけるか。」「お客様にどれだけ安心していただけるか。」「お客様にどれだけ信頼していただけるか。」を経営姿勢とし、事業拡大を図っていく中で、「コンプライアンスの維持と株主の利益を最大化すること」を重視し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社の機関として会社法に規定する取締役会を採用しております。取締役会は、取締役の業務執行の監督及び監視を行っております。また、当社は監査役会を設置しており、取締役会の業務執行の監督について監査を行う体制を執っております。

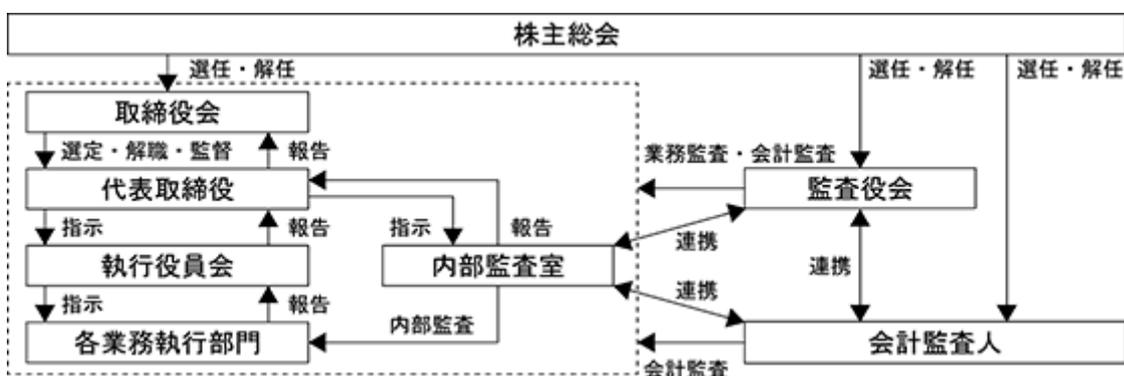
当社の取締役会は、現在8名（うち3名は社外取締役）で構成されており、代表取締役社長を議長として、会社法で定められた事項及び当社の経営に関する重要事項等について審議・決定する機関とし、経営環境の変化に即応するため毎月定例で開催しております。この他に、緊急を要する場合には、その都度臨時取締役会を招集し、付議すべき議案について機動的に審議しております。

当社の監査役会は3名（うち2名は社外監査役）で構成されており、常勤監査役は1名であります。経営の適法性・効率性について総合的にチェックする機関として月1回以上定期的で開催されており、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス等の観点から、取締役の業務執行を監視監督しております。各監査役は、毎回の取締役会にて議案の審議、決裁の詳細を傍聴し、必要に応じ意見を述べております。

なお、代表取締役及び各取締役の業務執行を補佐することで、経営環境の変化に柔軟に対応し、業務執行の円滑化を図ることを目的として、執行役員制度を採用しており、原則として月1回執行役員会を開催しております。執行役員会は、代表取締役社長執行役員を議長として、現在8名の執行役員で構成されており、執行役員会規程に定められた事項の審議・決定を行っております。

取締役、監査役及び執行役員の氏名については、「(2) 役員の状況 役員一覧」を参照ください。

会社の模式図は次のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

行動規範に基づきコンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款等を遵守することを徹底するものとする。また、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会において、リスク及びコンプライアンス全般に関する事項について評価・検討を行うことにより、内部統制の構築及び維持向上を図るものとする。併せて、代表取締役直属の組織として内部監査室を設け、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、定期的な監査を実施し、その結果を常勤監査役と連携するとともに、代表取締役に報告するものとする。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程に基づき、総務部を主管部署として、適切に保存

及び管理するものとする。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定し、当社の損失の最小化を図る体制を構築・運用するものとする。また、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会において、リスクを評価するとともに、リスクの回避及び軽減策等のリスク管理体制の評価を実施するものとする。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の業務執行の効率化を実現するため、組織、業務分掌、職務権限等を定めた各種規程を定めるものとする。また、定時取締役会を毎月1回、また臨時取締役会を必要に応じて開催し、迅速な意思決定が行える体制を構築するものとする。

(e) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の行動規範のみならず、親会社であるプレステージ・インターナショナルグループの行動規範に準拠するものとする。また、当社が、将来子会社等を設置する場合には、当該子会社を含めたグループ会社の内部統制の有効性及び妥当性を確保するため、必要な管理規程を制定し、必要な体制を整備するものとする。

また、社外取締役及び社外監査役により構成される任意の特別委員会を設置し、当社と親会社またはその子会社等の間で、少数株主との利益が相反する重要な取引が生じる場合には、取引の内容を審議・検討の上、取締役会に対して答申を行うこととしております。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、要請に応じて監査役の業務補助のための使用人を置くこととし、その人事については、監査役と協議の上、決定するものとする。

(g) 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人への指揮命令は監査役が行うものとし、人事異動・評価等を行う場合には、予め監査役と協議し、監査役の意見を重視することとする。

(h) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役が実効的に監査が行われることを確保するための体制並びに監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、又はその事実を発見した場合、役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、直ちに監査役に直接報告を行うものとする。また監査役監査規程に基づき、監査役に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、社内体制の整備を行い、監査役に対しての報告体制を確立するものとする。さらに、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いを禁止するものとする。

(i) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査の実施のために生じた費用を請求するときは、監査役の求めに応じて適切に処理するものとする。

(j) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、また金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備及び運用を行い、その有効性を定期的に評価し、必要な是正を行っていくものとする。

(k) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

イ 当社は、反社会的勢力に対して取引を含む一切の関係を遮断することを基本方針とし、これらの実効性を確保するため「反社会的勢力対策規程」を整備するとともに、顧問弁護士や警察等外部の専門機関と適宜連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与や反社会的勢力からの被害を防止するための対応を行うものとする。

ロ 反社会的勢力による不当な要求に対しては総務部を対応部署とし、社内外の関係部署と情報の収集及び情報の共有を図り対処を行うものとする。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社はリスク管理を経営上の極めて重要な活動と認識し、企業価値及び信頼性の向上を目的として、事業活動に伴う各種のリスクに適切に対応し、コンプライアンス体制を維持するための組織として、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。

また、当社は「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報取扱事業者に該当し、取得した個人情報の漏洩等は当社の信用低下に直結することから、個人情報保護管理者をおき、個人情報管理に関するセキュリティ対策を講ずるとともに、全従業員を対象とした研修を実施し、個人情報の適正管理に努めております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定款で定めており、山中正竹氏、松山哲人氏、網野麻理氏及び坂田美穂子氏との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役及び監査役のいずれも法令に規定される最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

d. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役及び監査役等の地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用並びに取締役、監査役等に対してなされた損害賠償請求により当該損害を会社が補償する場合の当該補償について保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

a. 剰余金の配当

当社は、会社法第459条1項各号に定める事項（剰余金の配当等）については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることとする旨を定款に定めております。また、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨定款に定めております。これらは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

b. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

c. 自己株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応して財務政策等の諸施策を機動的に実行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨

を定款に定めております。

取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性2名(役員のうち女性の比率18%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 執行役員 第三営業部長	桑原 豊	1958年10月21日	1981年4月 INA保険会社(現Chubb損害保険株式会社)入社 1990年1月 チューリッヒ保険会社日本支社入社営業部長 1999年8月 株式会社エム・ファースト代表取締役 2006年3月 当社設立代表取締役 2011年2月 当社取締役 2013年5月 当社代表取締役社長 2015年4月 当社代表取締役社長執行役員 2015年8月 株式会社桑原トラスト代表取締役(現任) 2020年1月 当社代表取締役社長執行役員第三営業部長 2020年4月 当社代表取締役社長執行役員 2021年4月 当社代表取締役社長執行役員債権管理部長 2021年6月 当社代表取締役社長執行役員 2022年4月 当社代表取締役社長執行役員第三営業部長(現任)	(注)3	810,728
取締役 執行役員 経営管理部長	太田 博之	1974年8月3日	1999年10月 中央監査法人(みずほ監査法人に名称変更後解散)入所 2007年12月 株式会社ジークホールディングス入社経理部長 2014年10月 当社入社 2015年1月 当社財務経理部長 2015年4月 当社取締役執行役員財務経理部長 2019年4月 当社取締役執行役員経営管理部長(現任)	(注)3	28,000
取締役 執行役員 審査部長	竹内 祐博	1966年11月4日	1989年4月 三協アルミニウム工業株式会社(現三協立山株式会社)入社 2001年4月 A I U保険株式会社日本支社(現A I G損害保険株式会社)入社 2006年4月 当社入社 市場開発部長 2006年8月 当社営業部長 2011年6月 当社営業本部長 2013年11月 当社営業部長 2014年10月 当社新事業創造室長 2015年4月 当社新事業創造部長 2015年10月 当社常勤監査役 2021年6月 当社取締役執行役員債権管理部長 2021年10月 当社取締役執行役員審査部長(現任)	(注)3	
取締役 執行役員 総務部長	川島 俊忠	1974年9月17日	1997年4月 アート印刷株式会社入社 2001年2月 デルコンピュータ株式会社(現デル株式会社)入社 2006年9月 株式会社ダイレクト・リンク入社 2007年12月 同社取締役管理部長 2009年10月 当社入社 2011年4月 当社経営企画室長 2012年6月 当社管理部長兼債権管理部長 2013年4月 当社管理部長 2015年1月 当社人事総務部長 2015年4月 当社取締役執行役員人事総務部長 2015年10月 当社取締役執行役員人事部長 2016年4月 当社取締役執行役員法務・情報管理部長 2017年7月 当社取締役執行役員総務部長 2020年9月 当社取締役執行役員総務部長兼人材開発部長 2020年10月 当社取締役執行役員総務部長(現任)	(注)3	23,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	玉上 進一	1955年11月26日	1976年4月 1986年10月 1989年2月 1995年6月 2007年10月 2010年2月 2010年7月 2013年5月 2014年4月 2015年4月 2017年4月 2019年4月	光伸株式会社入社 株式会社プレステージ・インターナショナル入社 同社代表取締役副社長 同社代表取締役 同社代表取締役兼代表執行役員 当社取締役 株式会社プレステージ・インターナショナル代表取締役 当社代表取締役 株式会社プレステージ・インターナショナル代表取締役兼社長執行役員海外事業本部長 当社取締役(現任) 株式会社プレステージ・インターナショナル代表取締役兼社長執行役員 同社代表取締役(現任)	(注)3	32,800
取締役	山中 正竹	1947年4月24日	1970年4月 1999年4月 2003年4月 2010年4月 2015年6月 2015年10月 2017年5月 2018年5月	住友金属工業株式会社(現日本製鉄株式会社)入社 法政大学工学部教授 株式会社横浜ベイスターズ(現株式会社横浜DeNAベイスターズ)取締役 法政大学特任教授 一般財団法人全日本野球協会理事 当社取締役(現任) 一般財団法人全日本野球協会業務執行理事 副会長 同協会代表理事会長(現任)	(注)3	
取締役	松山 哲人	1962年7月3日	1986年4月 1997年6月 2001年3月 2002年9月 2003年5月 2007年10月 2010年5月 2012年11月 2014年12月 2015年6月 2018年6月 2018年7月 2019年11月	三菱商事株式会社入社 MCF Financial Services Ltd. 出向 三菱商事証券株式会社(現三菱商事アセットマネジメント株式会社)出向 ナノテック・パートナーズ株式会社代表取締役 株式会社メディカル・プロテオスコープ取締役COO兼CFO、代表取締役社長歴任 株式会社CSK-IS執行役員 株式会社ローソン事業開発本部長、執行役員海外事業グループCOO等歴任 日東紡績株式会社参与、同理事、ニッソーホームメディカル株式会社専務取締役等歴任 ナノキャリア株式会社入社 同社取締役CFO兼社長室長 当社取締役(現任) ナノキャリア株式会社取締役CSFO兼社長室長 同社代表取締役社長CEO(現任)	(注)3	100
取締役	網野 麻理	1972年11月7日	1993年4月 2009年4月 2013年7月 2018年8月 2021年6月	株式会社ジェーシービー入社 NPO法人J-Win出向 株式会社プライムコム代表取締役(現任) 一般社団法人働きやすさ推進協会理事(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	
常勤監査役	佐藤 智之	1954年4月21日	1978年4月 2002年6月 2003年6月 2004年4月 2005年6月 2009年6月 2014年10月	八千代証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 国際証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)本店営業部長 三菱証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)執行役員本店営業部長 同社執行役員 国際投信投資顧問株式会社(現三菱UFJ国際投信株式会社)常勤監査役 同社常勤顧問 当社常勤監査役(現任)	(注)4	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	吉田 範夫	1963年3月24日	1985年4月 1987年1月 1991年4月 1994年10月 1998年4月 2004年7月 2006年7月 2009年6月 2012年5月 2017年6月 2018年10月 2019年4月 2021年4月 2021年6月 2021年6月	株式会社インペリアルエアサービス入社 日本ハウジング株式会社入社 Prestige International(S)Pte Ltd.入社 Prestige International(HKG) LIMITED転籍 株式会社プレステージ・インターナショナル転籍 同社人事総務部長 同社人事部長 同社常勤監査役 当社監査役 株式会社プレステージ・インターナショナル執行役員 同社グループ会社統括部長 同社リスク管理部長 同社経営管理部 当社監査役(現任) 株式会社プレステージ・インターナショナル監査役(現任)	(注)5	
監査役	坂田 美穂子 (弁護士職務上の氏名: 大澤 美穂子)	1975年10月8日	2005年10月 2011年4月 2012年12月 2015年10月	第二東京弁護士会に弁護士登録 クレオール日比谷法律事務所 中央大学法学部兼任講師 クラス銀座法律事務所(現クラス東京法律事務所)代表(現任) 当社監査役(現任)	(注)4	
計						894,628

- (注) 1. 取締役 山中正竹氏、松山哲人氏、網野麻理氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 佐藤智之氏及び坂田美穂子氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2022年6月22日の定時株主総会より選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2020年6月19日の定時株主総会より選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 2021年6月21日の定時株主総会より選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社は、執行役員制度を採用しており、提出日現在の取締役以外の執行役員は以下のとおりであります。
- 執行役員社長室長 山田立郎
執行役員第二営業部長兼事業推進室長 中村育紘
執行役員債権管理部長 藤森武
執行役員サービスオペレーション部長 石原健太

社外役員の状況

当社は社外取締役3名、社外監査役2名を選任しております。

社外取締役及び社外監査役は、監督機能の強化又は監査役の監査機能強化のため、当社にとって重要な位置づけであると考えております。社外取締役は、議決権を有する取締役の一員として、審議及び決議に参加することで、取締役会としての監督機能の向上に努めております。また、社外監査役による取締役会での発言は経営の客観性、適正な取締役会の運営に貢献しております。

社外取締役山中正竹氏は、他の会社における取締役としての経験及び様々な業務経験による幅広い見識を有しており、客観的かつ公正な立場から当社の経営に対する監督機能及び牽制機能を発揮いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役松山哲人氏は、他の会社において社長、取締役等を歴任し、経営に関する幅広い経験と見識を有しており、客観的かつ公正な立場から当社の経営に対する助言や提案を通じて、監督機能及び牽制機能のさらなる強化が期待できるものと判断し、社外取締役に選任しております。なお、同氏は当社の株式を100株保有しており、その他同氏と当社の間には、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役網野麻理氏は、他の会社における社長などの豊富な知見と経験を持ち、女性の社会進出やリーダーシップ発揮の場をサポートする活動を実践されております。当該経験と知見を活かし、客観的かつ公正な立場から当社の経営に対する監督機能及び牽制機能を発揮頂けるものと判断し、社外取締役に選任しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役佐藤智之氏は、証券業界における長期の職務経験並びに監査役としての豊富な経験を有しており、客観的立場から適切な監査を実施いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。なお、同氏と当社

の間には、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役坂田美穂子氏は、弁護士として法務に関する専門的かつ広範な知識及び豊富な経験を有しており、専門的見地から適切な監査を実施いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にした上で、豊富な知識や経験を持ち、公正な立場で取締役に対する監督機能及び牽制機能を十分に発揮できる者を起用しており、社外取締役山中正竹氏、松山哲人氏、網野麻理氏並びに社外監査役佐藤智之氏及び坂田美穂子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、常勤監査役及び内部監査室と定期的に協議を行い、必要に応じて意見交換を実施するほか、常勤監査役及び内部監査室と会計監査人の協議の結果等についての報告を受けることで会計監査、監査役監査並びに内部監査との相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当事業年度における、当社の監査役会は3名（うち2名は社外監査役）で構成されており、常勤監査役は1名であります。

当事業年度において、当社は監査役会を13回開催しており、各監査役の監査役会および取締役会への出席状況については次のとおりです。

役職名	氏名	出席状況	
		監査役会	取締役会
常勤監査役（社外監査役）	佐藤 智之	13回/13回（100%）	14回/14回（100%）
常勤監査役	竹内 祐博（注1）	3回/3回（100%）	3回/3回（100%）
監査役	一條 和幸（注2）	3回/3回（100%）	3回/3回（100%）
監査役	吉田 範夫（注2）	10回/10回（100%）	11回/11回（100%）
監査役（社外監査役）	坂田 美穂子	13回/13回（100%）	14回/14回（100%）

（注1）当事業年度の期初において常勤監査役であった竹内祐博氏は2021年6月21日定時株主総会にて辞任により退任し、同日取締役役に就任しております。

（注2）当事業年度の期初において監査役であった一條和幸氏は2021年6月21日定時株主総会にて任期満了により退任し同日吉田範夫氏が就任しております。

監査役会においては、2021年度監査役監査計画として、基本方針、重点監査項目（内部統制の運用、企業情報開示及びコンプライアンス、並びにKAM（監査上の主要な検討事項）への取り組み等）、職務分担、年間活動計画を策定し、監査役選任議案の同意、常勤監査役の選定、会計監査人の選解任に関する事項、監査役会監査報告の作成等について検討を行いました。

主に常勤監査役は、監査役監査計画に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役会、執行役員会、リスク・コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書その他重要書類を閲覧し、本社各部門及び主要な事業所に関して、業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人と相互の監査計画、重点監査項目、監査手続き及びKAM候補等について協議を行い、定期的に四半期レビュー報告及び会計監査報告を受けるとともに、意見交換を行い、これら監査役監査の結果を監査役会において報告いたしました。

この他、監査役会は、社外取締役との間で独立社外役員連携協議会を随時開催し、意見交換を行っております。

なお、提出日現在の監査役会の体制については、（1）コーポレート・ガバナンスの概況 企業統治の体制の概況及び当該体制を採用する理由に記載のとおりであります。

内部監査の状況

当社の内部統制上、内部監査機能は特に重要な機能であると認識しております。内部監査を行う部門として、

代表取締役の指示のもと、内部監査室がその任にあたり、専任である1名が年間計画に基づき、各部署の監査を実施しております。監査結果は、直接代表取締役に文書で報告され、被監査部署に対しては、代表取締役名での改善指示書を発し、その後遅滞なく改善状況回答書を提出させることにより、内部統制システムを充実させ、内部監査の実効性を確保しております。

このほか、内部監査室は、監査役及び会計監査人と定期的に協議を行い、監査内容について意見交換を行っており、それぞれの相互連携が図られております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

8年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 由良知久

指定有限責任社員 業務執行社員 倉持直樹

d. 監査業務にかかる補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他3名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人については、会計監査の実効性を確保するため、会計監査人と同一の監査法人を選定しており、監査役会において、監査法人の品質管理等を評価基準に基づき評価した上で、再任の適否の判断を行っております。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、監査法人の品質管理体制及び報酬の見積り根拠などが適切であるかについて、必要な検証を行った上で評価を実施し、会計監査人に特段の懸念はないものと判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区 分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	14,000		15,000	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a.を除く)

区 分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社				

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は、特に定めておりませんが、監査日数等を勘案し、監査役会の同意のうえ決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績の比較、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるか否かについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

株主総会にて報酬総額の範囲を決議し、その範囲内において、取締役の報酬については、以下の方針に基づき決定することを、取締役会において決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会に諮問し、その答申をもとに取締役会において決定するものとし、固定報酬に合わせて業績連動報酬を導入いたしております。

業績連動報酬は、当社の成長を最も端的に表していると考えられる営業利益を指標とし、予想営業利益を10%以上超過し、且つ前期比10%以上の増益となった場合に、固定報酬額の1か月相当を上限に、一定の係数を乗じた額を賞与として支給するものとしております。

また、取締役(社外取締役を除く)は、固定報酬として決定された報酬の一部を非金銭報酬(ストック・オプションとしての新株予約権)として受け取ることを選択できるものとしております。

当社はストックを積み上げ強固な利益体質の確立及び各保証サービスを拡大展開させ持続的な成長を実現することを目指しており、報酬についても、短期的な利益の増減のみを報酬に反映させるのではなく、継続的な利益の積み上げを目指しております。そこで、ベースは固定報酬とした上で、短期及び中長期の株主利益との連動を実現するため、短期的な業績連動報酬として賞与制度を採用し、中長期的な視点で株式報酬としてストック・オプション制度を導入することといたしました。また、業績への影響を一定考慮し、株式報酬については、固定報酬額の枠内における任意選択制といたしております。

なお、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに際して、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に従うものであると判断しております。

2022年3月期においては、2021年6月に指名・報酬委員会を開催し、取締役の個人別の報酬等の内容につい

て、審議・検討を実施し、取締役会に答申しております。また、取締役会において、当該答申をもとに報酬について決定いたしております。

なお、取締役の報酬の額は、2018年6月22日開催の第13期定時株主総会において、年額240,000千円以内（うち社外取締役分年額20,000千円以内）と決議されております。当該定時株主総会後の対象となる取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。また、2021年6月21日開催の第16期定時株主総会において、上記とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対してストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額30,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会後の対象となる取締役の員数は6名（社外取締役を除く。）です。

監査役の報酬の額は、2015年9月18日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議されております。当該臨時株主総会後の対象となる監査役の員数は4名です。また、監査役については、当該報酬総額の範囲内において、監査役会で各監査役の報酬額を決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	91,475	84,435		7,040	7
監査役 (社外監査役を除く。)	3,540	3,540			3
社外役員	13,710	13,710			5

(注) 非金銭報酬等は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である株式とし、それ以外の目的で保有している株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業の連携強化など、企業価値の向上に資すると判断される場合には、純投資目的以外の目的である投資株式を保有する方針であります。

また、保有する株式については、取引の状況や資本コスト等を踏まえた採算性を精査し、当該評価の結果を勘案した上で、保有方針の見直しを実施いたします。その上で、検証の結果については、取締役会で報告を行っております。なお、個別銘柄の保有の合理性の検証方法については、「c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報」に記載の通りであります。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	7,000
非上場株式以外の株式	2	73,889

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
住友不動産株式会社	21,500	21,500	主として保証事業における取引関係の維持強化のため保有しております。(注)1	無
	72,863	83,979		
ANAホールディングス株式会社	400	400	株主優待を利用する事によるコスト削減効果を期待して保有しております。(注)2	無
	1,026	1,028		

(注)1. 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有の目的に照らして、取引金額等を基に保有により想定される利益額に基づく採算性を算出し、資本コスト等との比較を行なうことで、検証しております。

2. 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有の目的に照らして、株主優待の利用によるコスト削減効果等から保有による採算性を算出し、資本コスト等との比較を行なうことで、検証しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、専門情報誌の確認及び会計・税務に関連するセミナーへ定期的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,075,912	3,268,087
売掛金	252,005	254,996
立替金	1,537,090	2,011,105
前払費用	339,116	414,203
その他	1,642	8,880
貸倒引当金	527,797	646,920
流動資産合計	4,677,969	5,310,351
固定資産		
有形固定資産		
建物	74,596	112,005
減価償却累計額	39,572	41,786
建物（純額）	35,023	70,219
工具、器具及び備品	44,943	56,143
減価償却累計額	28,496	30,681
工具、器具及び備品（純額）	16,447	25,462
有形固定資産合計	51,470	95,681
無形固定資産		
ソフトウェア	19,792	250,006
ソフトウェア仮勘定	220,084	
無形固定資産合計	239,876	250,006
投資その他の資産		
投資有価証券	394,917	412,099
長期前払費用	9,410	20,874
繰延税金資産	35,578	53,513
その他	135,532	183,143
投資その他の資産合計	575,439	669,631
固定資産合計	866,786	1,015,318
資産合計	5,544,756	6,325,670

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	17,063	20,387
未払金	157,321	154,960
未払費用	4,143	3,944
未払法人税等	264,860	233,101
前受金	2,287	2,197
預り金	6,830	7,418
前受収益	946,965	
契約負債		1,182,841
賞与引当金	48,885	49,948
保証履行引当金	102,263	111,696
その他	605	8,419
流動負債合計	1,551,226	1,774,916
固定負債		
資産除去債務	42,016	53,038
その他	17,848	43,236
固定負債合計	59,864	96,275
負債合計	1,611,091	1,871,191
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,044,438	1,044,438
資本剰余金		
資本準備金	831,007	831,007
資本剰余金合計	831,007	831,007
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,060,607	2,583,274
利益剰余金合計	2,060,607	2,583,274
自己株式	127	127
株主資本合計	3,935,926	4,458,593
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,261	11,155
評価・換算差額等合計	2,261	11,155
新株予約権		7,040
純資産合計	3,933,664	4,454,478
負債純資産合計	5,544,756	6,325,670

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	4,203,625	4,943,697
売上原価	2,077,005	2,544,879
売上総利益	2,126,619	2,398,818
販売費及び一般管理費	1 976,686	1 1,214,520
営業利益	1,149,933	1,184,297
営業外収益		
受取利息	32	35
有価証券利息	2,567	3,069
受取配当金	817	924
雑収入	205	591
営業外収益合計	3,623	4,620
営業外費用		
固定資産除却損	2 0	2 9,056
雑損失	0	
営業外費用合計	0	9,056
経常利益	1,153,556	1,179,861
税引前当期純利益	1,153,556	1,179,861
法人税、住民税及び事業税	400,502	414,094
法人税等調整額	7,754	14,010
法人税等合計	392,747	400,084
当期純利益	760,808	779,777

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	619,468	29.8	693,315	27.2
経費		1,457,537	70.2	1,851,564	72.8
売上原価合計		2,077,005	100.0	2,544,879	100.0

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
業務委託手数料	738,049	1,019,081
再保険料	200,909	120,978
支払手数料	130,867	203,525

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,040,022	826,591	826,591	1,534,207	1,534,207	107	3,400,713
当期変動額							
新株の発行	4,416	4,416	4,416				8,832
剰余金の配当				234,407	234,407		234,407
当期純利益				760,808	760,808		760,808
自己株式の取得						19	19
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)							
当期変動額合計	4,416	4,416	4,416	526,400	526,400	19	535,212
当期末残高	1,044,438	831,007	831,007	2,060,607	2,060,607	127	3,935,926

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	24,900	24,900	220	3,376,033
当期変動額				
新株の発行				8,832
剰余金の配当				234,407
当期純利益				760,808
自己株式の取得				19
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)	22,638	22,638	220	22,417
当期変動額合計	22,638	22,638	220	557,630
当期末残高	2,261	2,261		3,933,664

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,044,438	831,007	831,007	2,060,607	2,060,607	127	3,935,926
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当				257,109	257,109		257,109
当期純利益				779,777	779,777		779,777
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)							
当期変動額合計				522,667	522,667		522,667
当期末残高	1,044,438	831,007	831,007	2,583,274	2,583,274	127	4,458,593

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	2,261	2,261		3,933,664
当期変動額				
新株の発行				
剰余金の配当				257,109
当期純利益				779,777
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)	8,893	8,893	7,040	1,853
当期変動額合計	8,893	8,893	7,040	520,814
当期末残高	11,155	11,155	7,040	4,454,478

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,153,556	1,179,861
減価償却費	26,992	44,872
貸倒引当金の増減額(は減少)	62,852	119,123
賞与引当金の増減額(は減少)	5,232	1,063
保証履行引当金の増減額(は減少)	16,670	9,432
受取利息及び受取配当金	3,417	4,029
固定資産除却損	0	9,056
売上債権の増減額(は増加)	10,612	2,991
前払費用の増減額(は増加)	104,028	86,551
未収入金の増減額(は増加)	1,492	7,236
立替金の増減額(は増加)	477,238	474,014
仕入債務の増減額(は減少)	4,543	3,323
未払金の増減額(は減少)	12,621	12,772
前受収益の増減額(は減少)	242,832	
契約負債の増減額(は減少)		261,264
その他	3,574	20,970
小計	909,827	1,061,373
利息及び配当金の受取額	3,073	4,029
法人税等の支払額	361,556	446,728
営業活動によるキャッシュ・フロー	551,344	618,675
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	160,650	91,826
投資有価証券の取得による支出	107,000	30,000
差入保証金の差入による支出	349	47,621
差入保証金の回収による収入	669	11
投資活動によるキャッシュ・フロー	267,330	169,437
財務活動によるキャッシュ・フロー		
ストックオプションの行使による収入	8,625	
自己株式の取得による支出	19	
配当金の支払額	234,312	257,062
財務活動によるキャッシュ・フロー	225,707	257,062
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	58,307	192,174
現金及び現金同等物の期首残高	3,017,605	3,075,912
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,075,912	1 3,268,087

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持ち分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～18年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、必要と見込まれる金額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 保証履行引当金

家賃保証等の保証履行による損失に備えるため、当事業年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 保証サービス

保証サービスにおいては、主に家賃債務保証、医療費用保証、介護費用保証、養育費保証を提供しております。これらは保証期間にわたって収益を認識する方法によっております。

(2) ソリューションサービス

ソリューションサービスにおいては、主に保証サービスに関連する審査、未入金案内、債権管理支援といったサービスを提供しております。これらは、主に月次単位でのサービス提供時点で履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1 立替債権に対する貸倒引当金の見積り計上

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
貸倒引当金	527,797千円	646,920千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

立替債権のうち、一定の滞納月数を超えておらず、回収不能となる兆候が個別に見られない立替債権については、一般債権等として、直近1年間の退去時における未回収実績割合を基礎として算出した回収不能見込額に基づき貸倒引当金を計上しております。

一定の滞納月数を超え、その支払能力が低下したと判断される場合及び任意退去した場合には、貸倒懸念債権等特定の債権として、個別に立替残高から回収可能見込額を控除した回収不能見込額に基づき貸倒引当金を計上しております。立替債権の回収可能見込額を見積る際には、貸倒懸念債権等特定の債権に対する過去3年間の回収実績の平均額に個別の保証委託者の状況や経済環境の変化等の追加情報を加味して算出しております。

見積られた回収不能見込額に関して、保証委託者の状況や経済環境の変化等の追加情報を評価する結果、貸倒引当金を追加で計上する可能性があるかと判断される場合もあります。

2 保証履行引当金の見積り計上

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
保証履行引当金	102,263千円	111,696千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

保証履行引当金は、保証契約に定める保証限度額の範囲における追加的な立替の発生や費用発生の見込額に基づき保証履行による将来の予想損失額を計上しております。保証履行による追加の立替見込額及び費用発生見込額を見積る際には、保証委託者の状況、過去の一定期間における回収実績及び保証終了時の立替累積月数の実績並びに弁護士費用や強制執行に要する追加費用の発生実績に基づき算出しております。

見積られた予想損失額に関して、保証委託者の状況や経済環境の変化等の追加情報を評価する結果、保証履行引当金を追加で計上する可能性があるかと判断される場合もあります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受収益」は、当事業年度より、「契約負債」に含めて表示しております。また、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「前受収益の増減額」は、当事業年度より、「契約負債の増減額」に含めて表示しております。その他、財務諸表に与える影響はありません。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会

計基準第10号(2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号(2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載していません。

(未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号(2021年6月17日))

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響について、財務諸表作成時点までの滞納の発生状況や回収状況等において、重要な影響は認識されておらず、会計上の見積りに重要な影響はないと判断しております。

なお、当該影響は、緊急事態宣言下でも通常の事業活動を行えることを前提にしており、今後新型コロナウイルス感染症が更なる拡大をし、政府や各自治体から事業や経済活動等に対して強い制限が出た場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 偶発債務

保証債務

家賃保証等に係る保証極度相当額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
保証極度相当額	217,581,214千円	284,068,417千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行数行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
当座貸越極度額	1,000,000千円	1,000,000千円
借入実行残高	"	"
差引額	1,000,000千円	1,000,000千円

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
給料及び賞与	252,051千円	277,760千円
役員報酬	110,688 "	108,725 "
賞与引当金繰入額	23,199 "	22,636 "
減価償却費	7,624 "	11,930 "
貸倒引当金繰入額	147,384 "	292,275 "
保証履行引当金繰入額	16,670 "	9,432 "
支払手数料	82,468 "	117,252 "
おおよその割合		
販売費	29%	27%
一般管理費	71 "	73 "

2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
建物	千円	7,789 千円
工具、器具及び備品	0 "	1,266 "

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	22,288,522	69,000		22,357,522

(注) 変動事由の概要

新株予約権の権利行使による増加 69,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	138	20		158

(注) 変動事由の概要

単元未満株式の買取による増加 20株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月12日 取締役会	普通株式	111,441	5.00	2020年3月31日	2020年6月5日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	122,965	5.50	2020年9月30日	2020年12月7日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	122,965	5.50	2021年3月31日	2021年6月7日

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	22,357,522			22,357,522

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	158			158

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストックオプションと しての新株予約権(有 償)						7,040
合計						7,040

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	122,965	5.50	2021年3月31日	2021年6月7日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	134,144	6.00	2021年9月30日	2021年12月6日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	134,144	6.00	2022年3月31日	2022年6月7日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金	3,075,912千円	3,268,087千円
現金及び現金同等物	3,075,912千円	3,268,087千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金の大部分は自己資金で賄われておりますが、必要に応じて、金融機関からの借入れにより資金調達を行う方針であります。また、資金運用については、基本的には短期的な預金等により、投融資を行う場合には経理規程に基づき適切な承認を得たのち、実行することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び立替金は、顧客及び取引先等の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は株式及び余資運用の債券等であり、主に市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのすべてが1年以内の支払期日であり、支払期日に支払いを実行できないリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

売掛金については、販売管理規程に従い、取引先毎に取引開始時における与信調査、期日管理及び残高管理を継続的に行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

立替金については、保証審査規程を整備し、保証委託契約締結時に審査部門において審査を行っております。また、発生した立替金については、債権管理規程に従い、早期回収を図ると共に法的手続きによる信用コストの抑制に努めております。

市場リスクの管理

投資有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては、四半期毎に時価を把握し、市場価格のない株式等については、定期的に発行体の財務状況等を把握するとともに、保有による採算性等を每期精査し、債券については、市況、発行体の信用情報などを勘案し、必要に応じて保有状況の見直しを行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2021年3月31日)

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	387,917	387,917	
資産計	387,917	387,917	

(*1) 「現金及び預金」「売掛金」「立替金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	前事業年度(千円)
非上場株式	7,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記には含めておりません。

当事業年度(2022年3月31日)

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	375,099	375,099	
資産計	375,099	375,099	

(*1) 「現金及び預金」「売掛金」「立替金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
非上場株式	7,000

(*3) 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の貸借対照表計上額は30,000千円であります。

(*4) 債務保証契約については、契約上の保証料の将来キャッシュ・フローを算定し、代位弁済に係る回収不能見込み額を控除した残額を、現在価値に割り引いたものを公正価値としております。なお、当事業年度の債務保証契約の時価は755,561千円であります。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,075,912			
売掛金	252,005			
立替金	1,537,090			
合計	4,865,008			

当事業年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,268,087			
売掛金	254,996			
立替金	2,011,105			
合計	5,534,188			

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(2021年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	1,028	922	105
債券	302,910	300,000	2,910
小計	303,938	300,922	3,015
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	90,979	97,255	6,276
債券			
小計	90,979	97,255	6,276
合計	394,917	398,178	3,260

当事業年度(2022年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	1,026	922	103
債券	301,210	300,000	1,210
小計	302,236	300,922	1,313
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	79,863	97,255	17,391
債券			
その他	30,000	30,000	
小計	109,863	127,255	17,391
合計	412,099	428,178	16,078

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2 退職給付費用に関する事項

当社の確定拠出年金への要拠出額は、前事業年度15,429千円 当事業年度18,076千円でありました。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
販売費及び一般管理費	千円	7,040 千円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度	当事業年度
雑収入	13 千円	千円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第4回新株予約権
決議年月日	2021年7月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 12,800
付与日	2021年8月4日
権利確定条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
対象勤務期間	
権利行使期間	2021年8月4日～2051年8月3日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2022年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第4回新株予約権
決議年月日	2021年7月16日
権利確定前(株)	
前事業年度末	
付与	12,800
失効	
権利確定	12,800
未確定残	
権利確定後(株)	
前事業年度末	
権利確定	12,800
権利行使	
失効	
未行使残	12,800

単価情報

	第4回新株予約権
決議年月日	2021年7月16日
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	550

4 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 (注) 1	50.20%
予想残存期間 (注) 2	8.1年
予想配当率 (注) 3	1.74%
無リスク利率 (注) 4	0.087%

(注) 1 . 4.6年間(2016年12月から2021年8月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2 . 評価基準日から予想在任期間と割当個数の加重平均値としております。

3 . 2021年3月期の配当実績によります。

4 . 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	161,611千円	198,087千円
保証履行引当金	31,313 "	34,201 "
資産除去債務	12,865 "	16,240 "
賞与引当金	14,968 "	15,294 "
未払事業税	15,961 "	13,606 "
その他有価証券評価差額金	998 "	4,923 "
その他	8,672 "	11,294 "
繰延税金資産小計	246,390千円	293,647千円
評価性引当額	205,790 "	232,288 "
繰延税金資産合計	40,600千円	61,358千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	5,022千円	7,845千円
繰延税金負債合計	5,022千円	7,845千円
繰延税金資産純額	35,578千円	53,513千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	1.0%	0.9%
評価性引当額の増減	2.1%	2.2%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%	0.3%
その他	0.0%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0%	33.9%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得後10年～15年と見積り、割引率は0.222%～0.319%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
期首残高	41,885千円	42,016千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	"	16,668 "
時の経過による調整額	131 "	151 "
資産除去債務の履行による減少額	"	5,797 "
期末残高	42,016千円	53,038千円

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社は、総合保証サービス事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	総合保証サービス	計	
サービス別			
保証サービス	3,053,511	3,053,511	3,053,511
ソリューションサービス	1,890,186	1,890,186	1,890,186
顧客との契約から生じる収益	4,943,697	4,943,697	4,943,697
外部顧客への売上高	4,943,697	4,943,697	4,943,697

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 保証サービス

保証サービスにおいて、主として保証委託契約者又は保証契約者に対して、家賃債務保証、医療費用保証、介護費用保証、養育費保証を提供しております。

当該保証サービスは、保証期間において当社が保証委託者を保証するサービスであり、保証期間に渡って収益を認識しております。

なお、保証サービスに関する取引の対価は、保証委託契約又は保証契約に従い、概ね契約時及び契約更新時に受領しております。

(2) ソリューションサービス

ソリューションサービスにおいて、主として保証サービスに関連する審査、未入金案内、債権管理支援といったサービスを提供しております。

当該ソリューションサービスは、サービス提供時点において収益を認識いたしております。

なお、ソリューションサービスに関する取引の対価は、契約条件に従い、概ねサービス提供後、1か月以内に受領しております。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末に

において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
売掛金	252,005
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
売掛金	254,996
契約負債（期首残高）	964,814
契約負債（期末残高）	1,226,078

契約負債は、主に保証期間に渡って収益を認識する保証委託契約者等との保証委託契約及び保証契約について、当該契約に基づき顧客から受け取った保証期間分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、948,657千円であります。また、当事業年度において、契約負債が261,264千円増加した主な理由は、保証サービスが伸張り保証委託契約が増加したためであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の履行が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	1,182,841
1年超2年以内	24,094
2年超3年以内	13,803
3年超	5,337

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、総合保証サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	保証	ソリューション	合計
外部顧客への売上高	2,294,594	1,909,030	4,203,625

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大和リビング株式会社	1,278,476	総合保証サービス事業

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	保証	ソリューション	合計
外部顧客への売上高	3,053,511	1,890,186	4,943,697

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大和リビング株式会社	1,360,248	総合保証サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社プレステージ・インターナショナル(東京証券取引所に上場)
Prestige International(S) Pte Ltd.(非上場)

(2) 重要な関連会社情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社プレステージ・インターナショナル(東京証券取引所に上場)
Prestige International(S) Pte Ltd.(非上場)

(2) 重要な関連会社情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	175.94円	198.93円
1株当たり当期純利益金額	34.07円	34.88円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	34.86円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	760,808	779,777
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	760,808	779,777
普通株式の期中平均株式数(株)	22,333,591	22,357,364
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		8,521
(うち新株予約権(株))		8,521
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	3,264,585
当座預金	3,071
別段預金	431
預金計	3,268,087
合計	3,268,087

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
大和リビング株式会社	138,888
大和ハウスフィナンシャル株式会社	23,815
東京海上ミレア少額短期保険株式会社	13,389
株式会社エラン	12,929
社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス 海老名総合病院	7,056
その他	58,916
合計	254,996

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
252,005	5,156,615	5,153,624	254,996	95.3	17.9

立替金

債務保証の履行により生ずる求償債権1,209,977千円、及び収納代行立替金793,752千円等であります。

前払費用

内容	金額(千円)
前払業務委託手数料	387,252
その他	26,951
合計	414,203

投資有価証券

区分及び銘柄	金額(千円)
株式	
住友不動産株式会社	72,863
ANAホールディングス株式会社	1,026
株式会社ZEN少額短期保険	7,000
計	80,889
債券	
株式会社みずほフィナンシャルグループ 第8回任意償還条項付無担保永久社債	200,420
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第7回任意償還条項付無担保永久社債	100,790
計	301,210
その他	
GazelleCapital 2号投資事業有限責任組合	30,000
計	30,000
合計	412,099

買掛金

相手先	金額(千円)
東京海上日動火災保険株式会社	10,987
大和リビング株式会社	7,518
三井ホームエスレート株式会社	256
株式会社ユニホー	178
株式会社ミライズインシュア	79
その他	1,367
合計	20,387

契約負債

保証料として一括して受け入れた未経過保証料のうち、契約期間に基づき1年以内に売上高に計上される見込みのもの1,182,841千円であります。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当事業年度
売上高 (千円)	1,160,945	2,356,498	3,590,669	4,943,697
税引前 四半期(当期)純利益金額 (千円)	284,733	587,766	864,871	1,179,861
四半期(当期)純利益金額 (千円)	170,373	378,887	542,917	779,777
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	7.62	16.95	24.28	34.88

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	7.62	9.33	7.34	10.59

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで						
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内						
基準日	毎年3月31日						
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日						
1単元の株式数	100株						
単元未満株式の買取り							
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部						
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社						
取次所							
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額						
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.entrust-inc.jp/						
株主に対する特典	毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された、当社株式1単元(100株)以上を1年以上継続保有している株主に対し、所有株式数に応じて下記のとおり贈呈いたします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>所有株数</th> <th>優待制度の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上300株未満</td> <td>500円相当のクオカード</td> </tr> <tr> <td>300株以上</td> <td>1,000円相当のクオカード</td> </tr> </tbody> </table>	所有株数	優待制度の内容	100株以上300株未満	500円相当のクオカード	300株以上	1,000円相当のクオカード
所有株数	優待制度の内容						
100株以上300株未満	500円相当のクオカード						
300株以上	1,000円相当のクオカード						

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等の会社名
Prestige International(S) Pte Ltd.

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第16期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月22日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月22日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第17期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月12日関東財務局長に提出。

第17期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2021年11月11日関東財務局長に提出。

第17期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日) 2022年2月10日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づ

く臨時報告書

2021年6月23日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月22日

株式会社イントラスト
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 由良知久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉持直樹

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イントラストの2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イントラストの2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

立替債権に対する貸倒引当金の見積計上	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社が提供する保証サービスは、保証委託者の債務不履行が発生した場合に会社が代位弁済を行なうものであり、代位弁済した立替債権の一部が未回収となる可能性がある。</p> <p>2022年3月31日現在の立替金は2,011,105千円であり、総資産に占める割合は31.8%となっている。</p> <p>財務諸表注記「重要な会計方針 3 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金」及び「重要な会計上の見積り」に記載のとおり、会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権等については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、必要と見込まれる金額を計上している。</p> <p>財務諸表の貸借対照表に記載のとおり、2022年3月31日現在の貸倒引当金残高は、646,920千円である。</p> <p>会社は、回収不能見込額の見積りにあたり、一定の滞納月数を超えておらず、回収不能となる兆候が個別に見られない立替債権については、一般債権等として、直近1年間の退去時における未回収実績割合を基礎として算出した回収不能見込額を使用している。</p> <p>立替債権のうち一定の滞納月数を超え、その支払能力が低下したと判断される場合及び任意退去の場合には、貸倒懸念債権等特定の債権として、立替残高から回収可能見込額を控除した回収不能見込額に基づき貸倒引当金を計上している。回収可能見込額を見積る際には、貸倒懸念債権等特定の債権に対する過去3年間の回収実績の平均額に基づき、立替残高のうち将来の回収見込額を算出している。また、個別に保証委託者の状況や経済環境の変化等の追加情報を評価する結果、回収不能見込額は変動する可能性がある。</p> <p>以上のように会社は利用可能な情報に基づいて回収不能見込額の見積りを行っているが、当該見積りにおける仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、立替債権に対する貸倒引当金の計上の前提となる回収不能見込額の見積りを評価するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>貸倒引当金の見積りプロセスに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価にあたって、特に以下に焦点を当てた。</p> <p>不確定要素の反映を含む回収不能見込額の見積りにおいて仮定の設定や情報の選択が適切なものとなることを担保するための統制</p> <p>状況の変化を適切に回収不能見込額の見積りに反映するための統制</p> <p>(2) 回収不能見込額の見積りの評価</p> <p>回収不能見込額の見積りの仮定が実態に即したものであることを検証するため、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度に用いた算定基礎と当年度における確定額又は再見積りに用いた算定基礎との比較 回収不能見込額の算定基礎及びその見直しの網羅性・正確性を検証するため、以下の手続を実施した。 ・対象となる立替債権の金額の網羅性・正確性の検証 ・滞納月数などの属性情報の正確性の検証 ・回収可能見込額の算出の正確性の検証 ・回収不能見込額の算出に用いられた各種基礎データの網羅性・正確性の検証

保証履行引当金の見積計上	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社が提供する保証サービスは、保証委託者の債務不履行が発生した場合に会社が代位弁済を行なうものであり、保証契約に定める保証限度額の範囲において追加的な立替の発生や費用発生が見込まれる。</p> <p>財務諸表注記「重要な会計方針 3 引当金の計上基準 (3)保証履行引当金」及び「重要な会計上の見積り」に記載のとおり、会社は、保証履行により発生する損失に備えるため、当事業年度末における将来の損失発生見込額を計上している。2022年3月31日現在の保証履行引当金残高は、111,696千円である。</p> <p>会社は、保証契約に定める保証限度額の範囲における追加的な立替の発生や費用発生の見込額に基づき保証履行による将来の予想損失額を計上しているが、その見積りにあたっては、保証委託者の状況、過去の回収実績並びに保証終了時の立替累積月数の実績及び弁護士費用や強制執行に要する追加費用の発生実績に基づいている。また、保証委託者の状況や経済環境の変化等の追加情報を評価する結果、当該予想損失額は変動する可能性がある。</p> <p>このように会社は利用可能な情報に基づいて将来の損失発生見込額の見積りを行っているが、当該見積りにおける仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、保証履行引当金の計上の前提となる将来の損失発生見込額の見積りを評価するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>保証履行引当金の見積りプロセスに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価にあたって、特に以下に焦点を当てた。</p> <p>不確定要素の反映を含む将来の損失発生見込額の見積りにおいて仮定の設定や情報の選択が適切なものとなることを担保するための統制</p> <p>状況の変化を適切に将来の損失発生見込額の見積りに反映するための統制</p> <p>(2) 将来の損失発生見込額の見積りの評価</p> <p>将来の損失発生見込額の見積りの仮定が実態に即したものであることを検証するため、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度に用いた算定基礎と当年度における再見積りに用いた算定基礎との比較 ・将来の損失発生見込額の算定基礎及びその見直しの網羅性・正確性を検証するため、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・保証履行対象の網羅性・正確性の検証 ・保証契約終了時の立替累積月数の実績及び弁護士費用や強制執行に要する追加費用の発生実績の正確性の検証

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあ

る。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社イントラストの2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社イントラストが2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。